

特定非営利活動法人(NPO法人)制度

○概要

ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動を行う民間の非営利団体に対して、従来の公益法人制度に比べて容易に法人格を付与することなどを通じて、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として、「特定非営利活動促進法」が平成10年12月に施行されました。

○所轄庁（設立の認証や認証後の監督等を行う行政機関）

- ・法人の事務所が所在する都道府県の知事
- ・複数の都道府県に事務所がある場合は、内閣総理大臣

○対象となる団体

- 法別表に掲げる次の活動に該当する活動
- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ② 社会教育の推進を図る活動
 - ③ まちづくりの推進を図る活動
 - ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - ⑤ 環境の保全を図る活動
 - ⑥ 災害救援活動
 - ⑦ 地域安全活動
 - ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - ⑨ 国際協力の活動
 - ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ⑪ 子どもの健全育成を図る活動
 - ⑫ 情報化社会の発展を図る活動
 - ⑬ 科学技術の振興を図る活動
 - ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
 - ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - ⑯ 消費者の保護を図る活動
 - ⑰ ①～⑯に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

特定非営利活動法人になれる団体は、**特定非営利活動**を行うことを主たる目的とし、右のような要件（主な認証要件）を満たすことが必要です。

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの

- ① 次のいずれにも該当し、営利を目的としないこと
 - ・社員（総会での議決権を有する団体の正規のメンバー）の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
 - ・役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- ② その行う活動が次のいずれにも該当すること
 - ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
 - ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
 - ・特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと
- ③ 暴力団でないこと
 - ・暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなつてから5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと
- ④ 10人以上の社員を有すること

注) アンダーラインは、改正法の適用部分（平成15年5月1日から施行）

※ 所轄庁での設立の認証後、法務局での登記により、法人として成立します。
 なお、所轄庁は、設立認証申請の申請内容が法に規定された要件に適合すると認めるときは、認証しなければならないとされています。したがって、認証は、認証された法人が法の目的に合致した活動を行うことを保証する、いわゆる「お墨付き」を与えるものではありません。

○情報公開

法人は、毎事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支計算書等の書類を、所轄庁に提出するとともに、事務所に備え置いて、社員その他の利害関係人に閲覧させなければなりません。
 また、これらの書類は、所轄庁において誰でも閲覧できます。

改革推進プログラムからの抜粋

5 改革推進プログラムの進ちよく管理

この改革は、町民と行政が情報を共有しながら共に考えていくという協働の理念により、町民参加型の進ちよく管理を行うものとします。

なお、個々の推進項目について、現状と課題、目標、改革の具体的方策、年度別計画などを明らかにする進ちよく管理表を作成し、年次的に実行するとともに、進ちよく状況についてチェックを行い、必要に応じてプログラムの見直しを行うなど適切な進ちよく管理に努めます。

6 改革推進プログラムと第4次総合振興計画との関係

「白岡町改革推進プログラム」の取組による今後の行政運営方針
『選択と集中・町民との協働によるまちづくり』

地方分権の進展や社会経済環境の変化に対応するための経営的な感覚を高めつつ、「総花型」の政策から「生活環境重点型」の政策へ方針転換し、事業の質を高めるとともに、町民とのパートナーシップを確立しながら町民とともにまちづくりを進める協働型の行政運営を推進するものです。

改革の基本方針

徹底した歳出削減
に向けた取組

歳入確保に
向けた取組

町民と行政の
信頼関係の堅持

地方分権に対応した
行政組織の確立

改革の基本姿勢

地域経営の理念に
立った行政運営

効率性と効果性を
重視した行政運営

生活環境重点
型の事業展開

町民とともに進
めるまちづくり

改革推進プログラムを踏まえた第4次白岡町総合振興計画の基本構想の見直しと
後期（平成19年度～平成23年度）基本計画の策定

3 町民と行政の信頼関係の堅持

町民と行政が協働して、地方分権の時代に対応した豊かな地域社会を築いていくためには、開かれた町政運営と町民と行政のパートナーシップによるまちづくりの推進が必要です。

このため町では、行政サービスの再構築を図りつつ、積極的に情報公開を推進し、地域とのつながりを深めながら、町民や地域とのパートナーシップを確立していきます。

また、住民自治の理念に立ち返り、町民が主体的に担うことが望ましい公共分野を明確にし、住民協働型の行財政運営を目指します。

(1) 町民との情報の共有

透明性の高い町政運営を推進するため、積極的な情報公開を進めるとともに、町民ニーズに対応した分かりやすい情報の提供に努め、町民への説明責任を果たしていきます。また、町民のニーズを的確に町政に反映させるため、広聴手段の充実を図ります。

【今後5年間の取組目標】

ア 広報活動の改善

積極的な情報の発信を前提に、見やすく親しみやすい、町民のための広報活動を展開することにより、行政をより身近に感じ、関心を持ってもらうために広報活動の改善を図ります。

- 町公式ホームページの再構築を行います。

町民への情報発信の媒体として有効な町公式ホームページを再構築します。

- 広報「しらおか」をさらに充実します。

これまでも町民に親しまれてきた広報「しらおか」をさらに充実します。

- 各種情報媒体を活用します。

新聞等の各種情報媒体を活用し、町政情報等を積極的に提供していきます。

イ パブリックコメント制度の導入

パブリックコメント制度を導入して、広く町民から意見を聴き、施策に反映させることにより、町民の町政への参加機会を拡大します。

※ パブリックコメント 行政などが規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、住民の意見を求め、それを考慮して決定する制度

取組項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
町公式ホームページの再構築	18年度に再構築を行います。				
広報「しらおか」の充実	19年度から検討・改善を図ります。				
各種情報媒体の活用	18年度から実施します。				
パブリックコメント制度の導入	制度の検討	検討結果に基づき、19年度から実施します。			

(2) 地域とのつながりの強化

町民との協働の観点から、町民と行政の相互理解と意識の共有化を図るため、町民の視点に立った身近な行政を確立し、地域活動への支援を行いながら町民主体の地域づくりを進めます。

【今後5年間の取組目標】

○ 町政モニター制度の充実

開かれた町民主役のまちづくりを進めるために、公募等によるモニター制度の充実を図り、生活者の視点での地域からの声を幅広く町政に反映します。

○ 地域への職員等の派遣制度の導入

町民と行政が互いに理解しあい、両者の距離を縮めることにより、身近な行政づくりを進めるため、地域への職員等の派遣制度（地域懇談会、職員出前講座等の実施）を導入します。

○ L e t's 庁内プロジェクト（仮称）の設置

職員の意欲やアイデアなどを生かした住民協働施策を企画立案し、事業を継続的・発展的に実施するため、L e t's 庁内プロジェクトを設置します。

※ 「L e t's」とは、l e t u sの短縮形で「…しよう（しようじゃないか）」の意味で、ここでは“さあ、これから共に始めましょう”という意味を込めています。

○ 地域活動への支援の充実

地域の自主的な活動を促進するため、ボランティア団体等の育成、連携を図りながら地域活動への支援を充実します。

取組項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
町政モニター制度の充実	制度の再検討	検討結果に基づき適宜、実施します。			
地域への職員等の派遣制度の導入	制度の検討	検討結果に基づき、19年度から実施します。			
Let's 庁内プロジェクトの設置	制度の検討	検討結果に基づき、19年度から実施します。			
地域活動への支援の充実	制度の検討	検討結果に基づき適宜、実施します。			

(3) パートナーシップの創造

町民とともに住民参画を進める仕組みを確立し、住民参画の機会の拡充を図り、協働参画のまちづくりへの基礎を築きます。

また、町民と行政との役割分担を明確化し、町民との協働による事業の推進に努めます。

【今後5年間の取組目標】

○ 「住民協働庁内検討会議」（仮称）及び「住民協働町民推進会議」（仮称）の設置

住民協働型の行政運営を推進するため、町組織に住民協働を推進する体制を整備するとともに、行政活動における住民協働のあり方から協働に関する役割分担等を検討し、住民協働に関する指針を策定するため、「住民協働庁内検討会議」及び「住民協働町民推進会議」を設置します。

○ 自治基本条例の制定

町民主体のまちづくりを進めるため、自治体運営の基本方針や町民の権利の保障などを具体的に規定した自治基本条例の制定について検討します。

取組項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
住民協働庁内検討会 議の設置	制度の検討	検討結果に基づき適宜、実施します。			
	→				
住民協働町民推進会 議の設置	制度の検討	制度の検討	検討結果に基づき適宜、実施します。		
		→			
自治基本条例の制定	条例の制定について検討します。				
	→				